

## 仕様書

### 1 事業名

令和7年度 BOATRACE 尼崎 ゴールデンウィーク集客事業

### 2 契約期間

契約締結日から令和7年5月31日まで（原状回復期間等含む）

### 3 業務目的

Mooovi あまがさきがオープンしたことで、BOATRACE 尼崎がファミリーにとって楽しめる場所として浸透してきている。

これを機に、季節や時期に応じたファミリー層に好まれるイベントを場内で展開することで、BOATRACE 尼崎へ遊びに行けば、「Mooovi あまがさきも」「季節や時期イベントも」楽しめる場所として、お出かけ先の選択肢の一つとなれるようさらなる「認知の拡大」を図り、そして、「ファミリー層来場の定着化」と「地域に開かれた施設」を目指していくことを目的としている。今回はファミリー層を中心とした幅広い世代が楽しむことができる集客イベント【ボートレースあまがさき ミュージックランド 2025】を実施する。イベント内容の詳細は「4 業務内容及び企画条件等」のとおり。

#### 【目標来場人数】

本イベント期間中に来場する人数については、以下を目標値とする。

7日間（イベント実施日）の目標来場人数

15歳以上：28,000人以上 14歳以下：3,800人以上

#### 【参考】

令和6年度 ゴールデンウィーク（土日祝） 来場人数

入場者	伊丹市開催		尼崎市開催			合計	1日平均
	4/27（土）	4/28（日）	5/3（金）	5/4（土）	5/5（日）		
15歳以上	2,648人	3,917人	4,201人	4,276人	4,987人	20,029人	4,005人
14歳以下	425人	475人	502人	721人	649人	2,772人	554人

### 4 業務内容及び企画条件等

「3 業務目的」を踏まえ、以下のイベントを提案・実施すること。本イベントの総称は【ボートレースあまがさき ミュージックランド2025】とする。なお、本イベントがBOATRACE 尼崎に来場したことのないファミリー層を中心とした幅広い世代に刺さり、来場のきっかけとなるような企画提案を行うこと。その他の企画条件等は以下のとおり。

#### (1) 音楽ライブイベント 等

##### ア 企画条件等

下記「イ 実施日」の全日において、音楽にまつわるステージイベント（音楽ライブイベント、音楽にまつわるショー 等）を実施すること。アーティスト等のキャスティングにおいては、本場来場のきっかけとなる有名アーティスト（アニメソング歌手も可）を1人（組）以上キャスティングすること。キャスティングにあたっては、幅広い世代から認知度が高い

人物（グループ）を選定するように努めること。なお、有名アーティストやシンガーのキャスティングが困難な日程がある場合は有名タレント等によるトークショーの代替実施の提案も可とする。

イ 実施日

以下の計7日間とする。

- ・尼崎市主催レース  
令和7年5月3日～6日（4日間）
- ・伊丹市主催レース  
令和7年4月26日・27日・29日（3日間）

ウ 実施場所

BOATRACE 尼崎場内の屋外ステージ

エ 備考

- ・来場者の高揚感が高まるステージ装飾を行うこと。
- ・実施日当日にはステージ付近に当日のステージショーのタイムスケジュールがわかる告知物を設置すること。

(2) アクティビティ遊具（大型ふわふわ遊具 等）の設置・運営

ア 企画条件等

ファミリー層の滞在時間を伸ばすため、大型ふわふわ遊具・逆バンジージャンプなどのアクティビティ遊具を複数設置し、運営すること。設置する遊具は来場のきっかけとなるインパクトのある遊具を選定すること。

イ 実施日

以下の計7日とする。

- ・尼崎市主催レース  
令和7年5月3日～5月6日（4日間）
- ・伊丹市主催レース  
令和7年4月26日・27日・29日（3日間）

ウ 実施場所

BOATRACE 尼崎場内の芝生広場及びその付近

エ 備考

イベントを実施する際は芝生広場の空間演出（BGM・装飾等）も可能な限り努めること。

(3) 広報宣伝業務（チラシ制作）

ア 内容

本業務の告知を目的としたチラシを制作すること。視認性を意識したデザインとし、広告イメージはできる限り具体的に示すこと。

イ 仕様及び部数

- ・サイズ A4 上質紙 90 kg 片面カラー 2,000 部
- ・サイズ A1 上質紙 90 kg 片面カラー 5 部

ウ 納期

令和7年3月下旬頃

エ 納品場所

## BOATRACE 尼崎

### (4) 広報宣伝業務（デジタルサイネージ用データ・HP用バナーの製作）

#### ア 内容

本業務の告知を目的としたデジタルサイネージ用データ・HP用バナーを制作すること。視認性を意識したデザインとし、広告イメージはできる限り具体的に示すこと。

#### イ サイズ

デジタルサイネージ用データ 1080×1920

HP用バナー 1200×160・359×48・384×240・320×200・327×80 の計5種類

#### ウ 納期

令和7年3月下旬頃

### (5) その他

上記以外にも来場促進を図ることができる内容があれば追加で積極的に提案すること。

## 5 その他留意事項

- (1) 企画を立てるにあたっては、「3 業務目的」の主旨を土台とし、従来実施してきたBOATRACE 尼崎のイベント等にこだわることなく、常に新しい視点や話題性づくりの観点（ファミリー層に刺さる内容）で立案すること。
- (2) トラブル防止の対応及びトラブル発生時の対応について企画提案書に記載すること。  
また、トラブルに対応するスタッフの配置及び連絡体制についても企画提案書に記載すること。

### 【トラブル事例】

周辺住民に対する音トラブル、喧嘩、体調不良者、簡易なケガ、クレーム、事故発生音を出してリハーサルを実施する場合は、原則9時～17時までとし、音量等については必ず尼崎市及び伊丹市と協議し、決定すること。また、本番の音量等についても必ず事前に尼崎市及び伊丹市と調整すること。

- (3) 企画提案書には、各業務のスケジュールを表形式にして体系的に落とし込んだものを含めるとともに、どのような体制で行うかなどについて示すこと。
- (4) BOATRACE 尼崎場内に設置されているもの及びBOATRACE 尼崎のマスコットキャラクター（サンプル、ぶるたん、ピンクル）の着ぐるみ等を活用する場合、いずれも現状復旧できる方法でイベントを実施すること。
- (5) 不測の事態によるイベント中止も想定されるため、企画提案書にはキャンセルポリシーを明記すること。
- (6) BOATRACE 尼崎公式 Facebook、Instagram、YouTube チャンネル等を活用した企画も可とする。
- (7) ホームページ、ブログ、その他 SNS 類の開設による広報は、BOATRACE 尼崎公式ホームページ及び各種 SNS アカウントとの混同や、イメージコンセプトの乱れを招く恐れがあるので、提案には含めないこと。ただし、上記媒体へ誘導するような広告媒体の提案（ホームページ、各種 SNS の紹介等）まで拒むものではない。
- (8) 尼崎市及び伊丹市公式ホームページ等、両市や関係団体が運営する広報物へのバナー広告類は、両市からの直接の情報発信と重なる場合があるので、原則として提案に含めないこと。
- (9) 広告内容については、公序良俗に関連する法令、その他各広告媒体を管理する者が定めた掲

載ルール等を遵守するとともに、掲載する媒体や目にする対象者を考慮し、不快の念を抱いたり、青少年の健全育成などにとって好ましくない内容については厳に慎むこと。

- (10) 企画提案にあたっては、事業者の過去の成果物や受託実績、自社の持つ強みやノウハウを最大限に発揮すること。また、そのために本仕様に定める範囲以上の効果的な広告手法を必要とする場合、その他コンセプトの実現のためにさらなる効果的な手法がある場合は、その旨を明確に示した上で提案すること。
- (11) 「4 業務内容及び企画条件等」に記載の業務内容に備え、イベント保険に加入すること。

## 6 業務報告

実施内容について、業務完了後、速やかに実績報告書を提出すること。なお、実績報告書については、定量データ、定性データを用いて作成すること。

## 7 法律の厳守等

受託者は、契約の履行に当たり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するとともに、尼崎市及び伊丹市の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守しなければならない。なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。
- (2) 受託者は、常に中立性を保持しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た事項について、守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を尼崎市及び伊丹市の許可なく使用又は、利用してはならない。
- (4) 事業実施にあたっては、関連する法令及び実施要領のほか、国が示す実施要領、Q&A等及び尼崎市、伊丹市の指示に従いながら進める。

## 8 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に尼崎市及び伊丹市の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、尼崎市及び伊丹市に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、尼崎市及び伊丹市に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

## 9 遵守事項

- (1) 本委託業務の受託に係る関係者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。特に掲載前の広告内容の秘密保持については細心の注意を払うこと。
- (2) 本仕様書に記載されているものの他、法令等を遵守して業務を実施すること。特に、制作物については、昨今、著作権等の侵害が社会問題となっているため、その社会的影響も考慮する中で、再委託する場合は、当該事業者への徹底も含め、その侵害の予防については万全の注意を払うこと。
- (3) 上記法令違反等があった場合は、その責任はすべて受託者に帰属するとともに、今後尼崎市及び伊丹市への企画提案の資格を失う場合があることに留意すること。

## 10 問い合わせ先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部 開催運営課 井ノ上・谷盛

伊丹市ボートレース事業局 事業課 今中・小寺

電話 06-6419-3181

アドレス：[ama-boat-kaisaiunei@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-boat-kaisaiunei@city.amagasaki.hyogo.jp)

[b-jigyo@city.itami.lg.jp](mailto:b-jigyo@city.itami.lg.jp)

以 上